

「WE LOVE とよた」アワード実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指す「WE LOVE とよた」条例（平成29年条例第1号。以下「条例」という。）の趣旨に沿った取組を行っている個人又は団体を表彰することにより、「WE LOVE とよた」の取組への理解と共感の輪を広げていくことを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 条例第2条の規定に則して、次の各号のいずれかに該当する取組を行う個人又は団体を表彰の対象とする。

- (1) とよたの魅力を知る取組
- (2) とよたの魅力を暮らしに取り入れる取組
- (3) とよたの魅力を発信する取組
- (4) とよたの魅力を高める取組
- (5) WE LOVE とよたの理解と共感の輪を広げる取組

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は表彰の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団に關係する者が実施する取組
- (2) 公序良俗に反する取組
- (3) 特定の政治、宗教、募金等の活動を目的とする取組
- (4) 表彰することが適当でないと市長が認める取組

3 前項第4号の規定を適用する場合には、外部有識者の意見を求めなければならない。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の取り消し)

第4条 市長は、被表彰者が不当な行為等を行ったときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消した個人又は団体に対しては、既に授与した表彰状等の返還を求めることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。